

はじめての事業損失

株式会社茨城四門 代表取締役

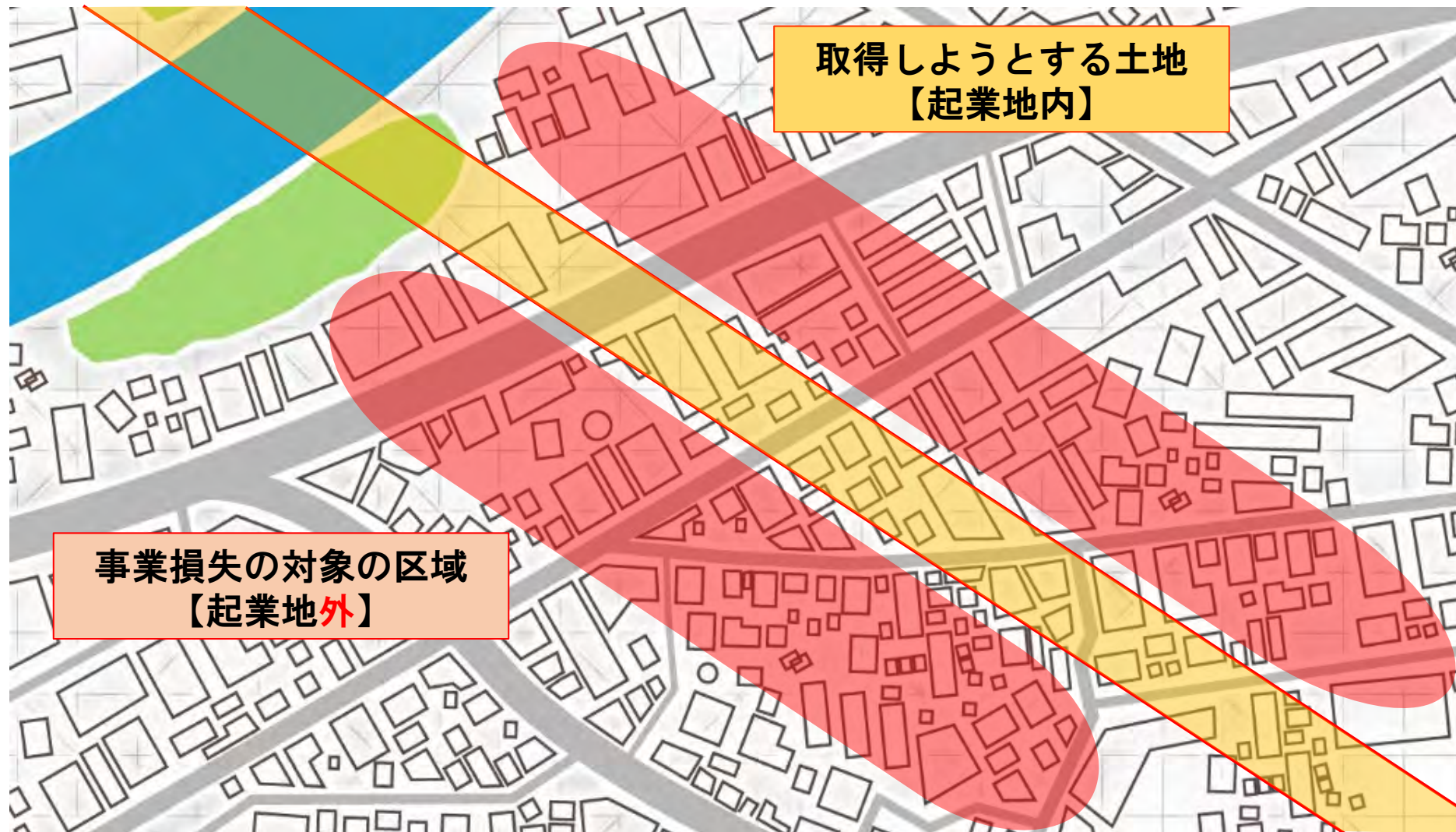
講師：植竹 奨

はじめての「事業損失」

事業損失の対象は、土地所有者、関係人**以外**の**第三者**に対する**起業地外**の区域である。

Key Words

・ 起業地外



はじめての「事業損失」

「事業損失」とは、公共事業の実施によって第三者が受ける不利益や損失に対して、**起業者**が行う補償のことであり、公共事業の円滑な実施と影響を受ける住民の生活の安定を図るために設けられているものである。「国家賠償」でも「損失補償」でもない分野で整理されている。

Key Words

- ・ 適法な
- ・ 社会通念上受忍すべき範囲を超える

項 目	事 業 損 失	不 法 行 為
法的根拠	憲法第29条 3 項 その他要綱	民法709条
行為の適法性	<u>適法な</u> 行為	<u>違法な</u> 行為
補償／賠償の対象	<u>社会通念上受忍すべき範囲を超える</u> 損害	不法行為と因果関係のある 損害
補償／賠償の性質	費用負担 (損失の補填)	損害の賠償

公共施設の工事施行または設置に起因する代表的な 8 つの事業損失類型

Key Words

①工事振動

②地盤変動

③水 枯 渴

④水 汚 濁

⑤電波障害

⑥日照阻害

⑦工事騒音

⑧交通騒音

要 領

指 針

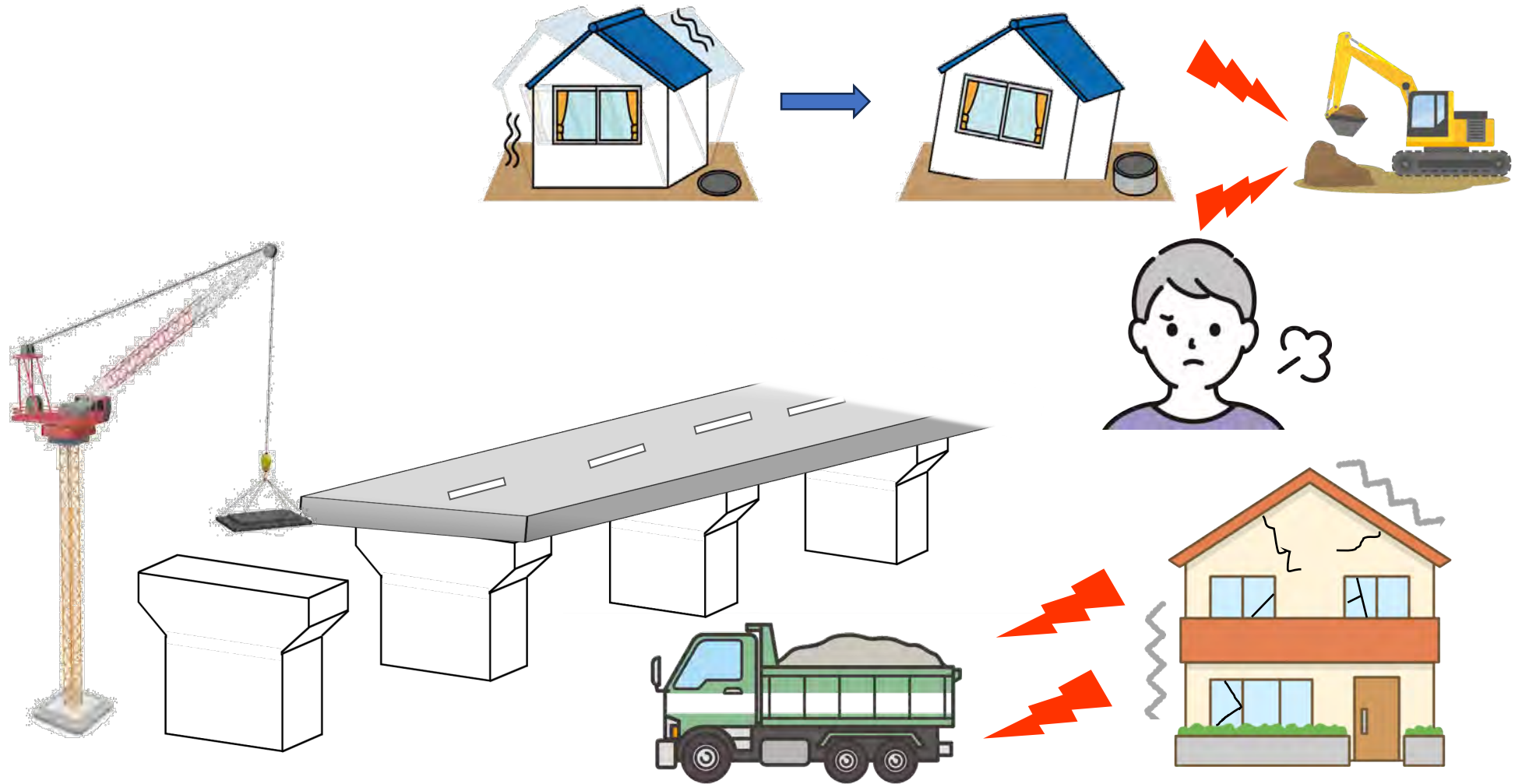
はじめての「事業損失」

建物等への影響

Key Words

①工事振動

②地盤変動



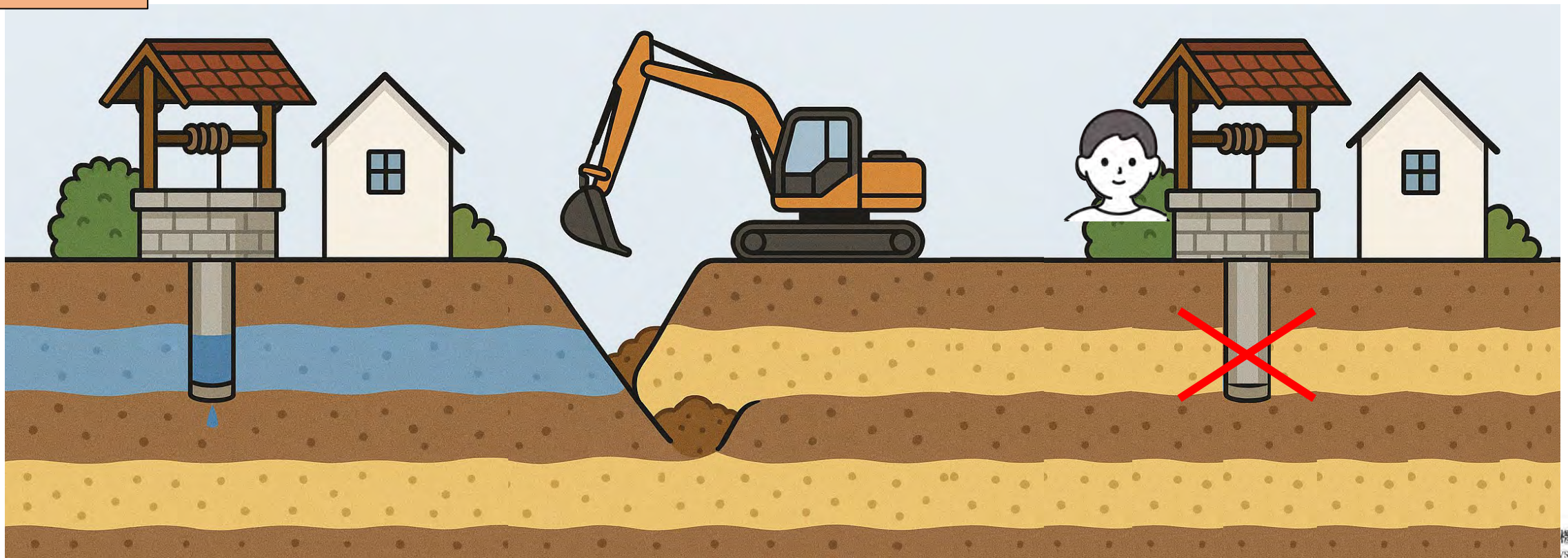
はじめての「事業損失」

地下水への影響

Key Words

③水枯渇

④水汚濁

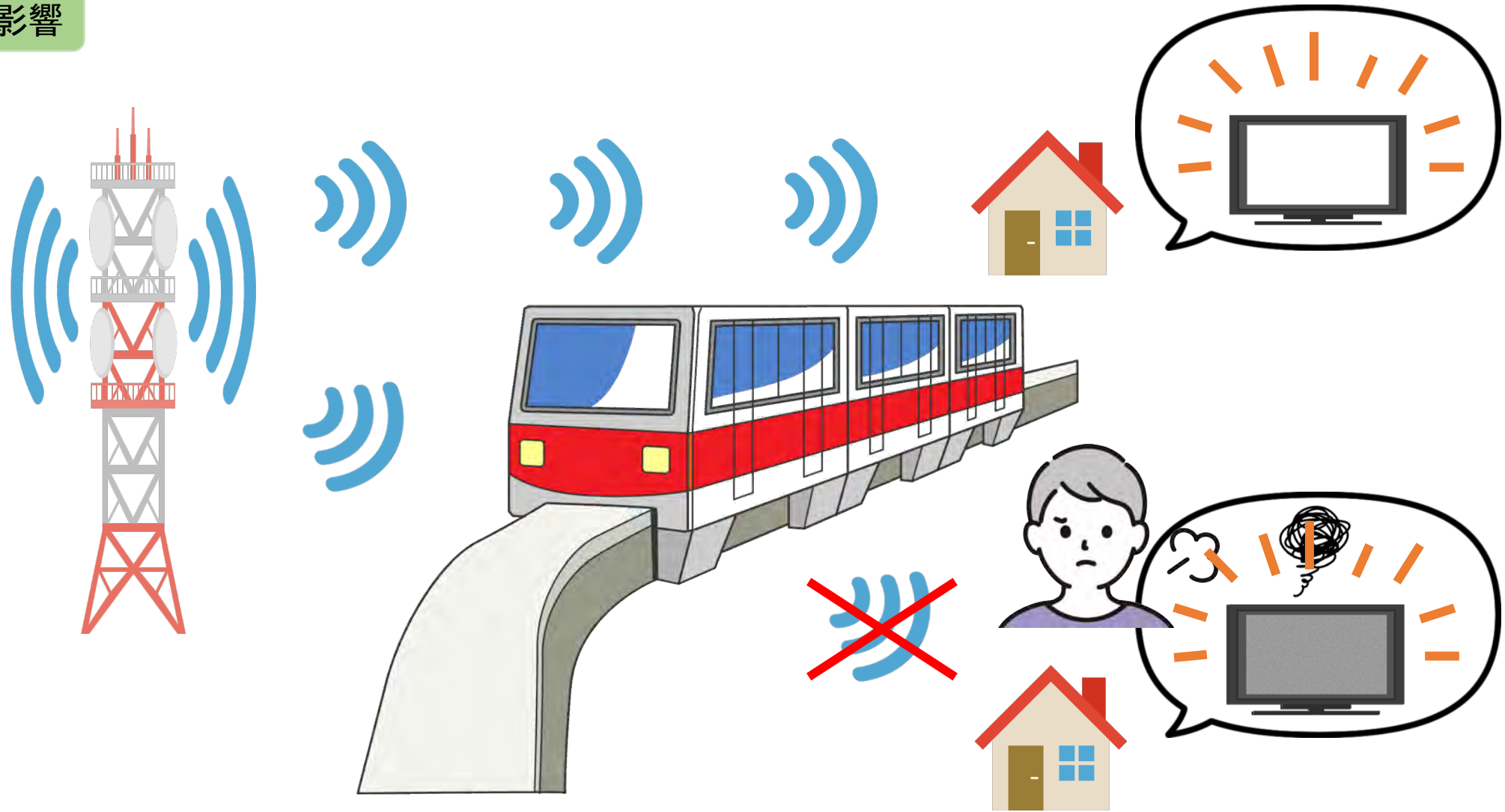


はじめての「事業損失」

テレビジョン等への影響

Key Words

⑤電波障害

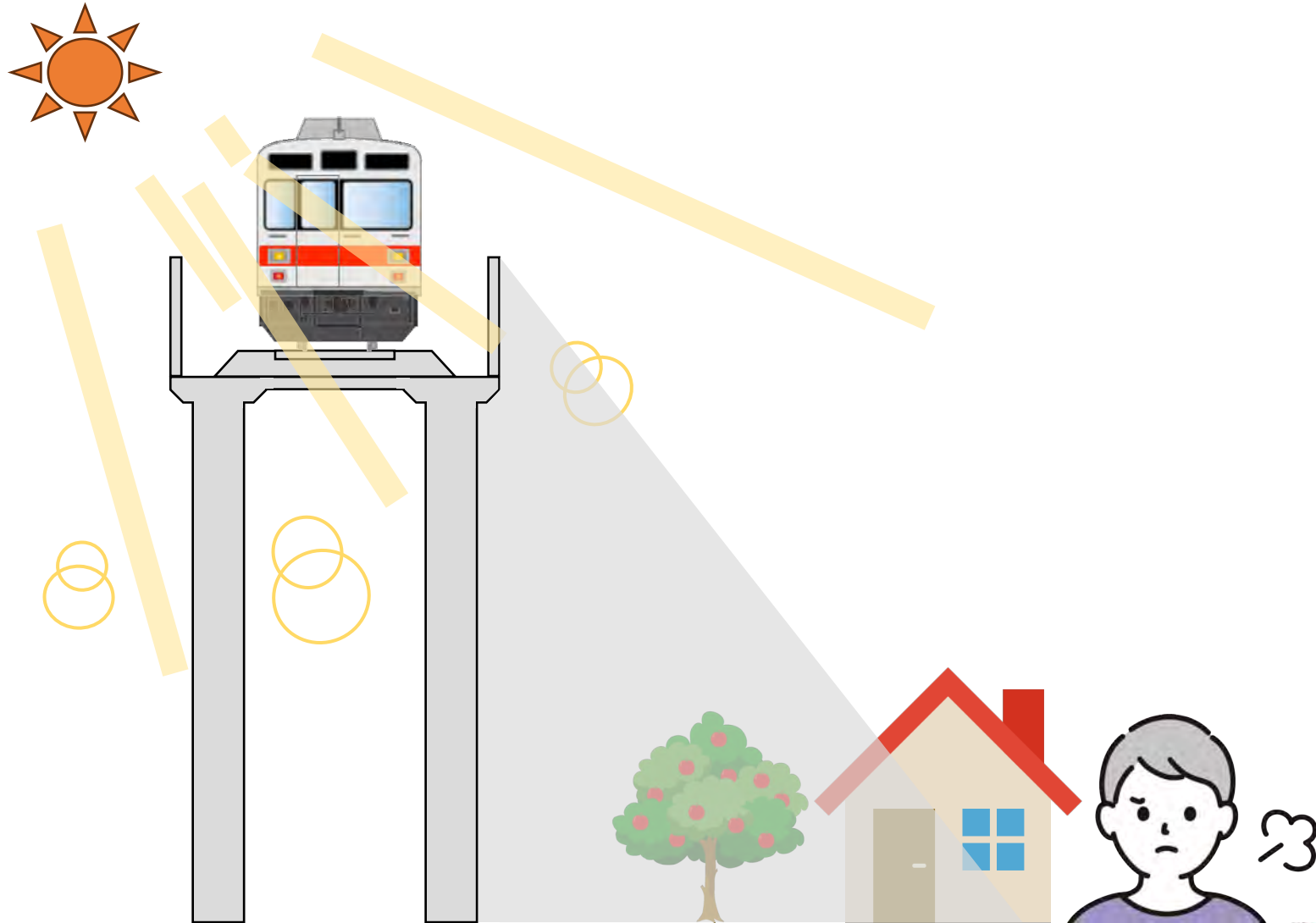


はじめての「事業損失」

人の生活環境や農作物への影響

Key Words

⑥日照障害

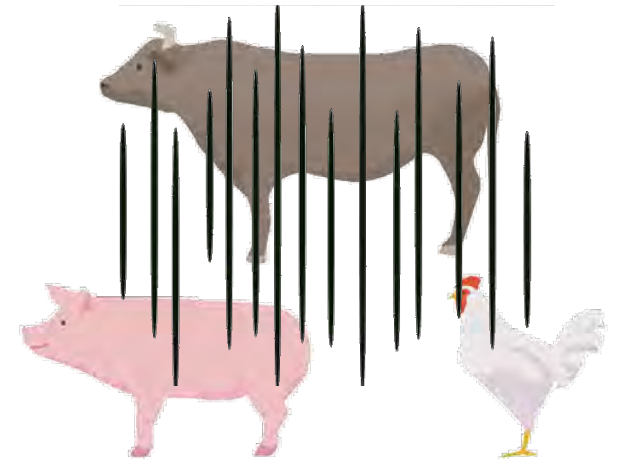


はじめての「事業損失」

人・動物等の健康への影響

Key Words

⑦工事騒音

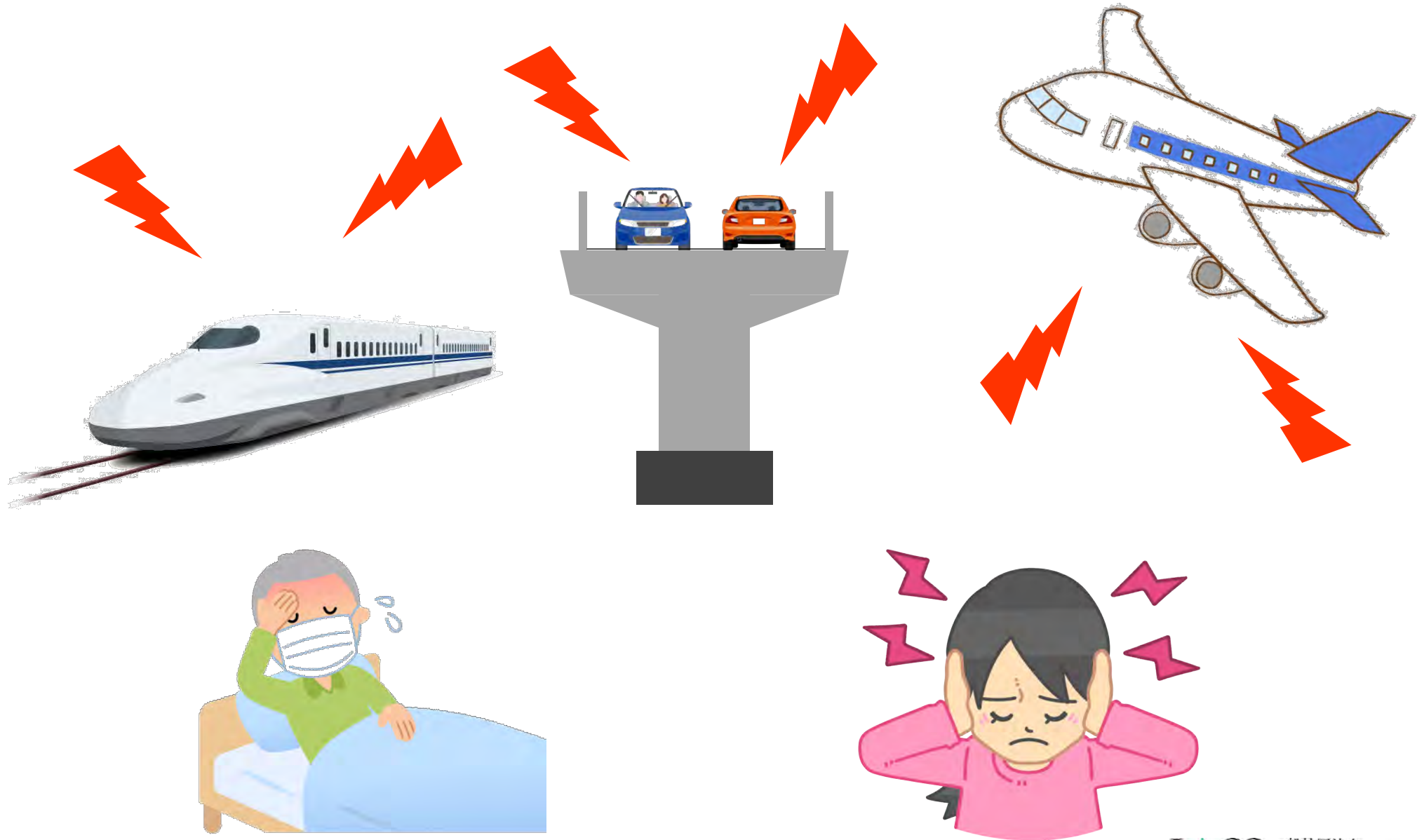


はじめての「事業損失」

人の健康への影響

Key Words

⑧交通騒音



はじめての「事業損失」

公共事業の施行に起因して発生する不利益や損害等が費用負担の対象となる事業損失として認定するための要件や取扱いについては、主なものは国の通達等により個々の事案に応じ示されているが、共通する認定要件は、次のようなものである。

Key Words

・ 認定要件

1. 公共事業の施行に**起因**し、公共事業の施行と発生した損害等の間に**因果関係がある**こと。 ※判定は**起業者**が行う。
2. 当該損害等が、社会生活上、**受忍すべき範囲を超える**と認められるものであること。
3. **工事完了の日から1年**を経過する日までに**損害等の申し出**がなされたものであること。

はじめての「事業損失」

公共事業と損害等との因果関係が明白であり、かつ、その損害等の程度が受忍限度を超える場合には、経済比較等を総合的に勘案して社会通念上妥当と認められる程度にまで機能回復等をさせることを原則として、費用負担を行う。

Key Words

・ 費用負担

1. 補償（費用負担）を受ける者

所有等に係る財産に直接損害等を受けた者である。物的損害については、その物に権限を有する者（通常は**物件所有者**）が被補償者となる。

2. 補償（費用負担）の方法

補償は**渡し切り**とし、原則として**金銭**をもって行っている。
しかし、現物補償とすることがやむを得ないと認められる場合には、金銭補償の場合の額の範囲内で現物補償を行っている事例もある。

はじめての事業損失

ご清聴ありがとうございました